

相楽東部広域連合個人情報保護条例

平成 21 年 1 月 30 日
条 例 第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、相楽東部広域連合（以下「広域連合」という。）の機関が個人情報の開示・訂正等を求める住民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公正な広域行政の推進を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 広域連合長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報をいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (9) 審査会 相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成 21 年条例第 3 号）により設置される相楽東部広域連合情報公開・個人情報保護審査会をいう。

(個人情報の取得)

第3条 実施機関は、個人情報を取得するに当たっては、必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取得するに当たっては、本人から直接取得しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、本人以外の者から個人情報を取得することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 同一の実施機関内又は他の実施機関からの取得であって、所掌事務の遂行に必要な限度で、当該保有個人情報を取得することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (6) 所在不明、精神上の障害等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (7) 争訟、選考、指導等の事務で、本人から取得したのでは、その事務の目的が達成し得ないとき又はその事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の公共団体（以下「国等」という。）から提供を受けて取得するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が公益上必要と認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取得してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠なものであると認めるとき。この場合において、実施機関は、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。

（利用目的の明示）

第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(個人情報の保有の制限等)

第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令等の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(正確性の確保)

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第8条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 同一の実施機関内の利用又は他の実施機関への提供であって、法令等の定める所掌事務の遂行に必要な限度で当該保有個人情報を利用又は提供することについて相当な理由のあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。

(5) 国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、

当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。この場合において、実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

- 3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の課等に限るものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第10条 実施機関は、第9条第2項第5号の規定に基づき、保有個人情報保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、次の各号に掲げる措置を講ずることを求めるものとする。

- (1) その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付すこと
- (2) その漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること

(オンライン結合による提供の制限)

第11条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要がある、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第12条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらか

じめ次の各号に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、一般に公表しなければならない。記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルの利用目的
 - (3) 個人情報ファイルを所掌する課等の名称
 - (4) 個人情報ファイルの対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報ファイルに記録される個人情報の取得方法
 - (7) 個人情報の電子計算機処理、オンライン結合を行うときは、その旨
 - (8) 第9条第2項第5号の規定により、国等に経常的に情報提供を行うときは、その利用の範囲又は提供先の名称
- 2 実施機関は、個人情報ファイルを廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルを個人情報ファイル簿から抹消しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては適用しない。
- (1) 個人情報の利用及び廃棄が短期的に行われる事務
 - (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務
 - (3) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

（開示請求権）

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 次の各号に掲げる保有個人情報について、当該各号に定める者（第2号を除き、以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- (1) 自己に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 自己に係る保有特定個人情報未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

3 本人が死亡している場合における当該本人の個人情報については、相続人に限り、開示請求をすることができる。

（開示請求の手続）

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては代理人であること、同条第3項の規定による開示請求にあっては相続人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないものとされているもの。
- (2) 個人の診断、判定、指導、相談、選考、推薦その他の個人に対する評価又は判断に関する事務に係る個人情報であって、本人に開示しないことが正当であると認められるとき。
- (3) 調査、争訟等に関するもので、開示することにより、実施機関の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるもの。
- (4) 開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。
- (5) 開示することにより、個人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取り締まりその他の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められるもの。
- (6) 実施機関と国又は他の地方公共団体の機関との間における依頼、協議に基づき実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより国又は他の地方公共団体との協力関係又は信頼関係が著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (7) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。
- (8) 実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの。

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（裁量的開示）

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えることが、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 前項の規定は、第 25 条の規定による訂正請求及び第 32 条の規定による利用停止請求についてもこれを準用する。

(開示請求に対する措置)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 20 条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して 15 日以内（保有特定個人情報に係る開示決定等にあつては、30 日以内）にしなければならない。ただし、第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して 60 日以内に限り当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 21 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 22 条 開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の者(国等を除く。以下この条、第 40 条及び第 41 条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 15 条第 4 号に規定する保有個人情報に該当すると認められるとき

(2) 第三者に関する個人情報が含まれている保有個人情報を第 17 条の規定により開示しようとするとき

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 15 日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 39 条及び第 40 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 23 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については、当該電磁的記録を印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付その他実施機関が定める方法により行う。ただし、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(手数料等)

第 24 条 この条例の規定による個人情報の開示請求等に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権)

第 25 条 何人も、自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 本人が死亡している場合における当該本人の個人情報については、相続人に限り、訂正請求をすることができる。ただし、当該死者の保有個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。

（訂正請求の手続）

第 26 条 訂正請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関の定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあっては代理人であること、同条第 3 項の規定による開示請求にあっては相続人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 27 条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 28 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき（第 18 条第 2 項の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の提供先への訂正通知）

第 29 条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、明らかに通知する必要がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 保有個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該保有個人情報の提供先
- (2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者

であって、当該実施機関の長以外のものに限る。)

(訂正決定等の期限)

第30条 第28条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して15日以内(保有特定個人情報に係る訂正決定等にあつては、30日以内)にしなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないときは、訂正請求があった日から起算して60日以内に限り当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第31条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正決定請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求権)

第32条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止

2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されている

とき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する個人情報データベース等に記録されているとき当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき当該保有個人情報の提供の停止
- 3 代理人は、本人に代わって前 2 項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
- 4 本人が死亡している場合における当該本人の個人情報については、相続人に限り、利用停止請求をすることができる。ただし、当該死者の保有個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。

(利用停止請求の手続)

第 33 条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第 36 条までにおいて同じ。)を特定するに足りる事項
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関の定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 3 項の規定による開示請求にあっては代理人であること、同条第 3 項の規定による開示請求にあっては相続人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 34 条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 35 条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないとき(第 18 条第 2 項の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の提供先への利用停止通知)

第 36 条 実施機関は、利用停止決定に基づく保有個人情報の利用停止をした場合において、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。ただし、明らかに通知の必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(利用停止決定等の期限)

第 37 条 第 35 条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して 15 日以内（保有特定個人情報に係る利用停止決定等にあつては、30 日以内）にしなければならない。ただし、第 33 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、利用停止請求があった日から起算して 60 日以内に限り当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及びその理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 38 条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等を行う期限

(審査会への諮問)

第 39 条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 41 条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

るものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第44条又は第45条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料)

第49条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第9号及び第3項第2号、第9条第2項第5号、第11条第2項(審査会の意見を聴くことに係る部分に限る。)並びに第39条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第12条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは、「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の取得及び個人情報ファイルの作成については、この条例の相当規定により行った個人情報の取得及び個人情報ファイルの作成とみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第29条に各号を加える改正規定(同条第2号に係る部分に限る。)については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。